（受託業務等勘定）

（事業収支）

（単位　千円）

款	項	金額
事業収入		1,430,385
	受託業務等収入	1,430,385
事業支出		1,197,034
	受託業務等費	1,197,034
事業収支差金		233,351

予算額については、平成24年度から消費税の会計処理を税抜方式に変更するため、税抜額としている。

事業収支差金２億3,335万１千円については、一般勘定の副次収入に繰り入れる。

別表第２　契約種別

地上契約	地上系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約
衛星契約	衛星系及び地上系によるテレビジョン放送の受信についての放送受信契約
特別契約	地上系によるテレビジョン放送（暫定的難視聴対策事業に係る放送として社団法人デジタル放送推進協会が行う「地デジ難視対策衛星放送」（以下「地デジ難視対策衛星放送」という。）によるものを除く。）の自然の地形による難視聴地域（以下「難視聴地域」という。）又は列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約

地デジ難視対策衛星放送対象リストにデジタル放送難視聴地区、改修困難共聴若しくはデジタル放送混信地区として掲載された地域を基準とし協会が定める要件を備えた地域又は難視聴地域において、地デジ難視対策衛星放送により地上系によるテレビジョン放送を受信できるテレビジョン受信機を設置した者は、地上契約を適用する。

なお、普通契約又は衛星普通契約を締結していた者で、協会所定の申請を行い、平成19年10月１日になお白黒テレビジョン受信機のみを設置していた場合、放送受信契約の種別を変更しない限り、平成25年３月31日までの間、平成19年９月30日までの契約種別を適用する。

別表第３　支払区分

口座振替	協会の指定する金融機関に設定する預金口座等から、協会の指定日に自動振替によって行う支払
クレジットカード継続払	協会の指定するクレジットカード会社との契約に基づき、クレジットカード会社に継続して立て替えさせることによって行う支払
継続振込	協会の指定する金融機関、郵便局又はコンビニエンスストア等において、協会が定期的に送付する払込用紙を用いて、協会の指定する支払期日までに継続して払込むことによって行う支払

別表第４　受信料額（税込額）

（平成24年９月30日まで）

契約種別	月額	６か月前払額	12か月前払額
地上契約	1,345円	7,650円	14,910円
衛星契約	2,290円	13,090円	25,520円
特別契約	1,005円	5,730円	11,180円

（平成24年10月１日以降）

契約種別	支払区分	月額	６か月前払額	12か月前払額
地上契約	口座・クレジット	1,225円	6,980円	13,600円
	継続振込等	1,275円	7,270円	14,160円
衛星契約	口座・クレジット	2,170円	12,370円	24,090円
	継続振込等	2,220円	12,660円	24,650円
特別契約	口座・クレジット	955円	5,430円	10,580円
	継続振込等	1,005円	5,730円	11,180円

「口座・クレジット」とは別表第３に掲げる口座振替及びクレジットカード継続払をいい、「継続振込等」とは継続振込及び協会が定めるその他の支払方法をいう。

平成24年10月１日以降、予算総則第２条第２項、第３項及び第５項で適用する第２条第１項の受信料額は、その支払区分にかかわらず継続振込等の額とする。なお、第２条第５項で規定する除外する１件の受信料額についても、その支払区分にかかわらず継続振込等の額とする。

別表第５　受信料額（沖縄県）（税込額）

（平成24年９月30日まで）

契約種別	月額	６か月前払額	12か月前払額
地上契約	1,190円	6,810円	13,280円
衛星契約	2,135円	12,250円	23,890円

（平成24年10月１日以降）

契約種別	支払区分	月額	６か月前払額	12か月前払額
地上契約	口座・クレジット	1,070円	6,100円	11,880円
	継続振込等	1,120円	6,390円	12,440円
衛星契約	口座・クレジット	2,015円	11,490円	22,370円
	継続振込等	2,065円	11,780円	22,930円